

世界文化遺産活性化シンポジウム（仮称）開催業務 仕様書

1 事業の趣旨・目的

2019年12月12日（木）～13日（金）に開催が予定されている「第4回 UNWTO/UNESCOによる観光と文化をテーマとした国際会議」の機会をとらえ、会議に参加する海外の有識者や文化・観光関係の行政関係者のみならず、市民を対象としたシンポジウムの開催を通じて、京都の文化遺産を活用した持続可能な文化観光を推進するための議論・検討を行う。

2 シンポジウムの概要（予定）

- (1) 日 時：令和元年12月13日（金）15時30分～17時30分
- (2) 場 所：国立京都国際会館 RoomA（当実行委員会にて予約済）
- (3) 定 員：300名（事前申込）
- (4) 内 容：世界遺産保存や活用をテーマとした基調講演やパネルディスカッションを実施する。

- 【テーマ（案）】
- ・世界文化遺産保存とその活用
 - ・観光コンテンツとしての世界遺産活用例
 - ・観光×文化×デジタルの融合

3 業務期間

契約締結日から令和2年1月31日まで

4 委託（予定）業務内容

- (1) 企画業務
 - ・集客力が見込め、かつ世界文化遺産の普及につながる基調講演やパネルディスカッションの提案
- (2) 運営業務
 - ・会場設営、備品手配（会場費支払含む）
 - ・同時通訳（日・英）ブースの設営
 - ・同時通訳者（日・英）の手配（交通・宿泊）
 - ・同時通訳者との連絡、調整
 - ・登壇者や関係先等との連絡、調整
 - ・登壇者のチケットの手配等、交通に関する手続
 - ・登壇者のホテルの手配等、宿泊に関する手続
 - ・観覧者への事前案内（必要な場合）
 - ・観覧者の受付、会場の案内、運営に関するスタッフの手配
 - ・進行台本や運営マニュアル等の作成
 - ・配布資料の作成及び封入、配布
 - ・配布資料の翻訳（日・英）

- ・ 摘録作成
- ・ 観覧者へのアンケートの作成、配布、回収、結果報告
- ・ 記録写真撮影

(3) 広報業務

- ・ チラシ、ポスターのデザイン作成及び印刷
- ・ 参加申込用ホームページの開設、運営
- ・ 参加募集に係る広報
- ・ その他、事前又は事後の広報効果を高めるための取組があれば実施すること(任意)

(4) その他

- ・ 業務終了後の実績報告
- ・ (1) から (3) の業務に係る支払事務

6 業務実施体制

本事業を行なうため、業務を円滑に遂行できる事業推進体制を整備すること。

7 実績報告等

- (1) 受託者は、業務が終了したときは、事業実施に係る取組の経過や成果等を実績報告書等として2部作成し、事業完了後、令和2年1月31日までに提出すること。
- (2) 委託者は、実績報告を受けた場合は、その書類の内容を審査し、必要があるときは報告を求め、又は受託者の事業場へ立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるなど必要な調査を行うことができる。

8 予定価格

10,000,000円

※金額は、消費税及び地方消費税相当額を含む。

※上記金額には、委託業務の内容に実施に係る全ての費用を含む。

9 その他

(1) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。

(2) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、当実行委員会の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。なお、損害賠償は委託契約書委託料の対価の総額を上限とする。

(3) 著作権の取扱

円滑な事業の実施、成果の普及を図るため、この委託業務により生じた著作権については、原則として当実行委員会に帰属させるものとする。

(4) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、当実行委員会と受託者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、当実行委員会の指示するところによるものとする。